

運輸安全委員会は、令和2年2月27日(木)、

船舶事故等調査報告書34件(事故32件、インシデント2件)、及び軽微事案の船舶事故等調査報告書57件(事故39件、インシデント18件)を、ホームページで公表しました。

34件のうち、事故32件の内訳は、乗揚12件、船舶間の衝突10件、(乗組員等の)死傷5件、(防波堤等への)衝突3件、火災及び沈没各1件、また、インシデント2件は、運航阻害と運航不能(機関故障)です。

このうち、重大事案(東京)1件の概要を、別紙のとおりご紹介します。

公表された船舶事故等調査報告書をもとに、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。  
なお、詳細は、運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

[滋賀県近江八幡市沖之島漁港で旅客船が防波堤に衝突した事故]

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-2-1\\_2019tk0002.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-2-1_2019tk0002.pdf)

また、軽微事案57件のうち、事故39件の内訳は、乗揚13件、船舶間の衝突11件、(灯浮標等への)衝突5件、火災5、負傷2、施設損傷、浸水及び転覆各1件であり、インシデント18件の内訳は、運航不能16件(機関故障8件、燃料不足4件、燃料供給不能、推進器故障、バッテリー過放電及び絡網各1件)、運航阻害及び座洲各1件です。

## 旅客船A 衝突(防波堤)事故

【事故概要】 A船(19トン)は、船長及び船内作業員1人が乗り組み、旅客9人を乗せ、沖之島漁港の浮棧橋を出発して同漁港を航行中、一文字堤に衝突して10人が負傷し、船首部に破口等を生じた。

【発生日時】 平成31年1月28日 19時32分ごろ

【発生場所】 滋賀県近江八幡市沖之島漁港一文字堤

【死傷者】 重傷3人(旅客1人、船長及び船内作業員)  
軽傷7人(旅客)

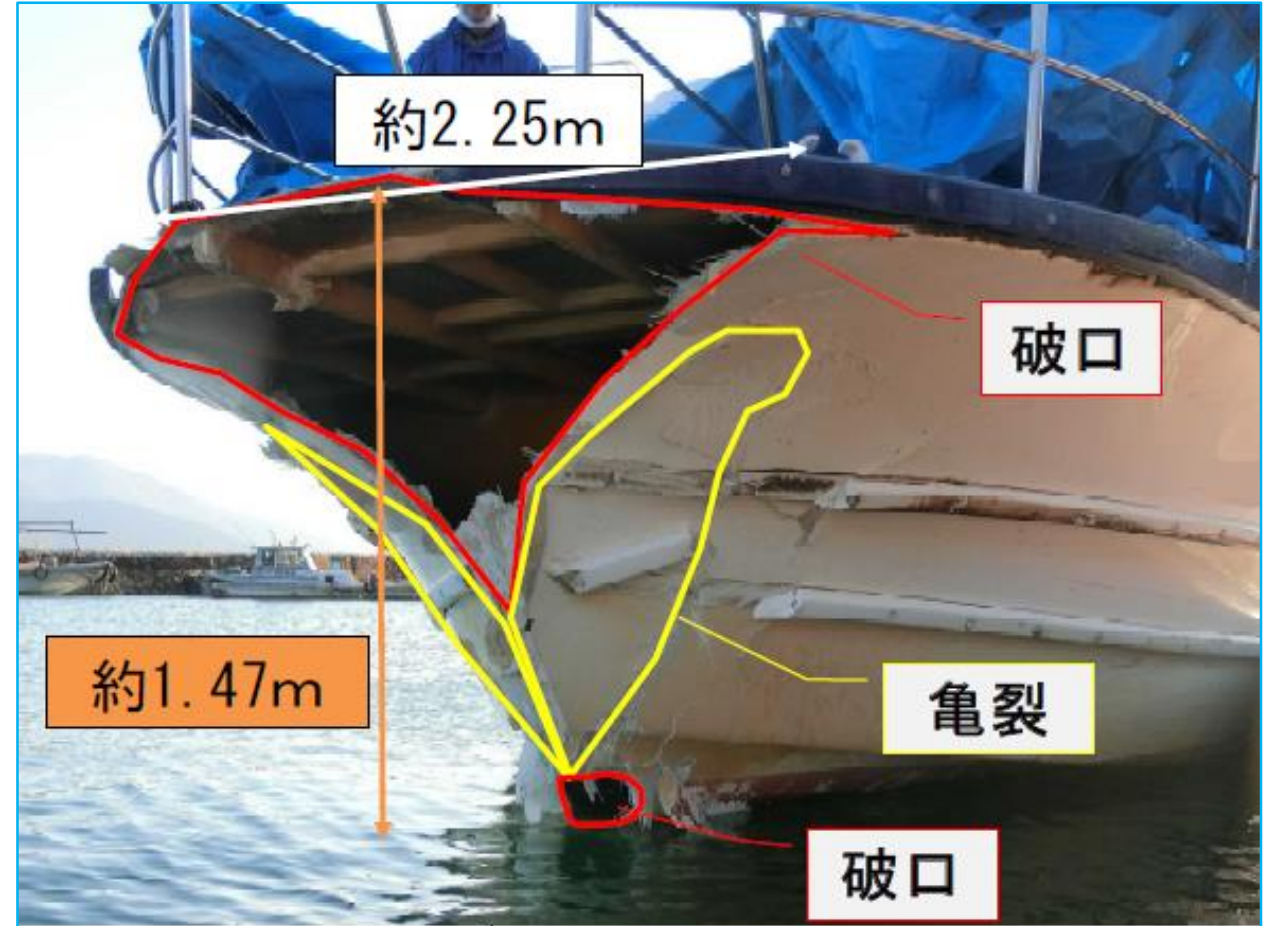
〈原因等〉 本事故は、夜間、沖之島漁港浮棧橋を離れて港内を航行中、南防波堤を通過した後、船長が、一文字堤南方を通過する針路をとらず、一文字堤に向かって航行したため、同堤に衝突した。

一文字堤に向かって航行したのは、船長が本事故前後の操縦状況を追想できないこと、本船の航行状況及び船長の操縦の目撃者がいないことから、明らかにすることはできなかった。

## 〈再発防止策〉

- (1) 船長は、出入港時、港内施設等を確実に通過する針路をとるよう、また、夜間、レーダー及びGPSプロッターを確認しながら操縦すること。
- (2) 船内作業員は、出入港時、可能な限り見張りを行う等船長を補佐することが望ましい。
- (3) 安全統括管理者は、事故の連絡を受けた場合は、可能な限り直接船長と連絡を取り、本船の運航停止及び船長の交代等、事故時の対応を協議の上、対応を指示すること。

\* 本事故調査報告書は、R2.2.27に公表されました。詳細は、運輸安全委員会のHPでご確認ください。



## 〈その他の情報〉

- ・ 事故後、船長は、本船を数分操縦して堀切新港に入港したが、衝突前後の操縦、衝突時の音、衝突の衝撃、衝突による痛み等の記憶が全くなかった。
- ・ 旅客の1人が、119番通報を行い、また、非番の船長に事故の発生を、別の旅客が、船舶所有者兼運航管理者に事故の発生を携帯電話で連絡した。
- ・ 船長の記憶の欠落については、今回の負傷により生じた頭部外傷による、逆行性及び前行性健忘と考えられる。